

第5次えびの市総合計画 基本計画
原案

【目 次】

第1章 新たな活力を生む“産業づくり”	1
第1節 地域資源を生かした産業の振興	2
基本施策1：農業の振興	2
基本施策2：畜産の振興	4
基本施策3：林業の振興	6
基本施策4：商工業の振興	8
基本施策5：企業誘致施策の推進	10
基本施策6：観光の振興	12
第2節 まちの活力につながる環境づくり	15
基本施策1：計画的な土地利用の推進	15
基本施策2：道路の整備	17
基本施策3：地域情報化の推進	19
基本施策4：基地対策の推進	21
第2章 志と郷土愛を持つ“人づくり”	23
第1節 郷土を担う人材の育成	24
基本施策1：学校教育の充実	24
基本施策2：青少年の健全育成	26
基本施策3：生涯学習の促進	28
基本施策4：人権意識の高揚	30
第2節 郷土文化の継承と新しい文化の創造	32
基本施策1：文化芸術活動の促進	32
基本施策2：国際交流の充実	34
第3章 誰もが元気“健康のまちづくり”	36
第1節 健康の保持・増進	37
基本施策1：健康づくりの推進	37
基本施策2：地域医療体制の整備	39
基本施策3：スポーツの振興	41

第4章 みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり”	43
第1節 住民参加・協働のまちづくり促進	44
基本施策1：市民協働によるまちづくり	44
基本施策2：市民参画による行政の推進	46
基本施策3：男女共同参画の推進	48
基本施策4：情報共有化の推進	50
第2節 かの見える福祉の充実	52
基本施策1：地域福祉の推進	52
基本施策2：子育てしやすい環境づくり	54
基本施策3：高齢者が安心して暮らせる環境づくり	56
基本施策4：障害のある人が安心して暮らせる環境づくり	58
第3節 安心して暮らせるまちづくり	60
基本施策1：日常生活における安全の確保	60
基本施策2：防災対策の見直し・強化	62
基本施策3：社会保障の確保	64
第5章 自然と調和した住みよい“生活環境づくり”	66
第1節 調和のとれた美しい景観の保全	67
基本施策1：自然環境の保全	67
基本施策2：景観形成の推進	69
基本施策3：河川汚濁処理対策の推進	71
基本施策4：資源循環型社会の推進	73
第2節 住みよい生活環境の確保	75
基本施策1：安全でおいしい水の安定的な供給の確保	75
基本施策2：市民の憩いの場の整備	77
基本施策3：住宅対策の推進	79
基本施策4：公共交通手段の確保	81
計画の実現に向けて	83
基本施策1：計画的な行政運営	84
基本施策2：行財政改革の推進	86
基本施策3：広域行政の推進	89

第 1 章 新たな活力を生む“産業づくり”

第1節 地域資源を生かした産業の振興

基本施策1：農業の振興

施策目標－目指す姿－

- 農業経営者の育成と確保が進み、遊休地の活用や生産基盤の整備がなされています。
- 消費者が安心できる農産物が生産され、市民だけでなく、市外からの購入客も増えています。
- 6次産業化や高付加価値化、販路拡大など農産物のブランド化が進み、安定した農業経営が行なわれています。

現状と課題

- 農業は本市の基幹産業であり、稲作を中心に畜産・野菜・花きを組み合わせた複合型の農業が主軸となっています。また生産形態は、安全面に配慮した有機減農薬生産が主流となりつつあります。しかし、農業経営者の高齢化、担い手不足、兼業化は急速に進んでおり、耕作放棄地の増加に伴う農地利用率の低下、土地の分散による生産性の低下などの問題が生じています。
- 本市では、担い手対策推進事業や土地改良事業、中山間地域活性化事業などを通じて農業経営者の育成や農業生産基盤の整備、集落営農の推進などに取り組んでいます。しかし、国では、TPP締結に向けた動きも進められており、この動向にも対応するため、経営感覚を持った農業経営者の育成及び集落営農組織の育成・大規模化を図ることが必要となっています。
- 一方本市では、農産物・農業加工品の研究・生産といった6次産業化による高付加価値型農業が推進され始めています。今後、この取組を軌道に乗せるとともに、販路の開拓・拡大やブランドイメージの構築を進めていくことが必要となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
認定農家数	経営体	321	340
新規就農者数	人	2	5
集落協定面積	m ²	750,328	787,000

主要施策・主要事業

施策1： 農業経営者の育成及び農業経営基盤の整備強化

- 「農地は集落で、農業は担い手で守る」体制整備を促進するため、集落営農組織及び農協などと連携し、優れた経営能力をもつ認定農業者や新規就農者、後継者の育成・確保を図るとともに、集落営農組織の育成を支援します。
- 効率的な営農の基盤となる農業用機械などの整備や中山間地域の環境整備を支援します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①新規就農総合支援事業 ②担い手対策推進事業 ③担い手育成事業
- ④中山間地域等直接支払事業 ⑤グリーンツーリズム推進事業

施策2： 農業生産基盤の整備

- 農地の保全をはじめ、老朽化している農道や用排水路、水利施設など農業設備の機能維持・機能回復を支援します。
- 鳥獣などによる農地・農作物への被害防止対策を推進します。
- 農作業の効率化、畑作物の高品位安定化及び品質向上を図り、畑作農業生産性の向上と畑作経営の安定を目的に西諸畑地かんがい事業を推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①土地改良施設維持管理適正化事業 ②市土地改良区合同事務所補助金事業
- ③有害鳥獣被害総合対策事業 ④農地・水保全管理事業
- ⑤県営畑地帯総合整備事業 ⑥シカ捕獲促進事業

施策3： 農産物のブランド化推進

- 安心・安全でおいしい農産物の生産を基本に、農協や関係機関等と連携し、ブランドイメージの構築や物産館を活用した地産地消等販路開拓の促進に向けた取組を推進します。
- 生産から加工、販売を一元的に行う6次産業化に向け、関係機関・団体、民間企業等と連携し取組を進めます。
- 生産技術の高度化を支援し、農産物等の高品質化を図ります。また、バイオマスなど環境にやさしい農業の普及・啓発に取り組めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①物産館建設事業 ②バイオマスタウン構想事業 ③みやざき農業振興資金利子助成事業
- ④農業近代化資金利子補給補助事業 ⑤園芸産地強化対策事業 ⑥環境保全型農業直接支援対策事業
- ⑦産地収益力向上対策事業

基本施策 2 : 畜産の振興

施策目標－目指す姿－

- 口蹄疫等による被害からの復興を果たし、生産力が回復しています。
- 自給飼料生産受託組織等が充実され、飼料自給率の向上と経営コストの低減等により、安定した畜産経営が行われています。
- 家畜の防疫対策が着実になされ、消費者に安心して供給できる畜産物が生産されています。

現状と課題

- 本市の畜産は、農業粗生産額の7割以上を占める重要な産業ですが、飼料価格の高止まりや枝肉価格の低迷により厳しい状況が続いています。生産構造については、高齢化による従事者の減少とそれに伴う飼養戸数の減少、さらには自由貿易の激化による飼養規模の大型化・専業化が進展しています。特に高齢化等による離農が進む中、農作業分業化や労働力の確保など、畜産を継続できる体制・環境づくりが課題となっています。
- 本市では、畜産振興会補助金事業や優良牛貸付家畜事業、自給飼料生産対策事業などを通じて、畜産農家の経営安定化を支援し生産力の確保を図っています。今後も引き続き、生産力の向上・確保に向けた支援を進めるとともに、安定的な販路を確保するため畜産物の高品質化を進め、ブランドとして確立していくことが課題となります。
- 本市では近年、口蹄疫や鳥インフルエンザ、BSEなどの海外悪性伝染病により、生産から流通・消費まで大きな被害を受けています。安心・安全な畜産物を供給するためにも防疫対策が重要な課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
肉用牛の粗生産額	千円	10,050,596	10,400,000
酪農の粗生産額	千円	471,330	480,000
中小家畜(豚・鶏)の粗生産額	千円	4,715,116	5,000,000

主要施策・主要事業

施策1： 安心・安全な畜産物の生産と畜産経営基盤の強化

- 県や農協をはじめとする関係機関と連携し、各種の補助事業を活用し、担い手の育成支援や生産物の改良と質の向上を図ります。
- 口蹄疫等の海外悪性伝染病リスクを低減し、安心安全な畜産物の生産を図るため、質の高い自給飼料を確保できるよう支援します。
- 畜産経営の安定化を図るため、優良家畜の保留や導入を支援し畜産物の高品質化を促進するとともに、畜産物の販路開拓及び消費拡大に取り組みブランド化を進めます。
- 飼養規模拡大や高齢化の進展による飼料生産に係る労働力不足に対応するため、飼料生産受託組織を育成し、労働力の軽減など飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①畜産振興会補助金事業 ②優良牛貸付家畜事業 ③優良牛保留対策事業
- ④肉用牛肥育経営緊急支援対策事業 ⑤自給飼料生産対策事業 ⑥中小家畜農家経営緊急支援事業

施策2： 家畜防疫対策の徹底と畜産環境対策の強化

- 県や農協をはじめとする関係機関と連携し、口蹄疫等の防疫対策の徹底を図ります。
- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を遵守し、衛生面に配慮された飼育環境づくりと、堆肥の活用推進など資源循環型の畜産経営を推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①家畜防疫対策事業 ②家畜伝染病侵入防止対策事業 ③オーエスキー病清浄化対策事業
- ④畜産環境整備事業

基本施策3：林業の振興

施策目標－目指す姿－

- 林業従事者の育成が進み、造林・保育・間伐等の森林管理が計画的になされ、森林が保全されています。
- 林道や作業道などが整備され、効率的・近代的な施業が行われるとともに、タケノコなど林産物の生産が拡大されています。

現状と課題

- 本市の森林面積は市域の7割弱を占め、豊富な森林資源を有しています。しかし、木材価格の長期低迷により林業所得は伸び悩んでいます。また、林業従事者の減少や高齢化の進行、さらには不在村者を起因とした放置林の問題など、様々な問題が生じています。
- 本市では、森林の持つ多面的な機能を生かせるよう、森林整備地域の活動支援や市有林の管理事業などを行なうとともに、作業道の整備や林道の維持・管理、林業従事者の福利厚生面への支援を通じて、安定的に森林施業が行えるような就労環境を整えています。今後も引き続き森林の持つ公益的機能を維持するなど、「えびの市森林整備計画」に基づいた適正な森林管理体制の確保や緑化活動の推進を図るとともに、再生可能なエネルギーとして木質資源の利活用やタケノコなどの林産物生産を促進し、林業経営の安定化を支援することも課題となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
未整備林の面積	ha	3,000	2,000
森林ボランティア活動人数	人	172	250
林道など路網の開設延長	m/年	1,758	2,000

主要施策・主要事業

施策1： 林業従事者の育成及び林業生産体制の確保

- 森林の公益的機能と良質な木材を確保するために、欠かすことのできない造林・保育・間伐などの計画的な整備を、森林組合及び林業事業者と連携し進めます。
- 森林施業の集約化、合理化及び施業委託の促進を図るとともに、森林組合及び林業事業者との連携による後継者の育成に取り組み、林業生産体制の維持・確保に努めます。
- 作業の効率化や生産性を高めるため、林道等の整備や高性能林業機械の導入を進めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①森林整備事業
- ②森林整備加速化・林業再生事業
- ③林業担い手育成事業
- ④森林整備地域活動支援事業
- ⑤林道網総合整備事業

施策2： 林業経営の安定化

- タケノコなど付加価値の高い林産物の生産を促進するとともに、品質の向上と販路の拡大に取り組み、経営の安定化を図ります。
- 鳥獣などによる食害防止対策を推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①特用林産物生産対策事業
- ②シカ捕獲促進事業(再掲)

基本施策4：商工業の振興

施策目標－目指す姿－

- 高齢となっても市民が買い物に困ることがない環境となっています。
- 市内企業が、経営基盤を強化し、独自の企画・開発・技術・販売に取り組み、活性化しています。
- 多様な産業分野が連携し、えびのの資源を活用した商品の開発・販売が進められています。
- ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透するとともに、安全かつ快適な就労環境が形成されています。

現状と課題

- 本市の商業については、高齢化や過疎化を背景に後継者不足による店舗の閉店が相次いでおり、空き店舗の増加とそれに伴う買い物への利便性の低下が問題となっています。特に、高齢化が進む本市においては、消費者にとって身近な商店の減少による影響は大きく、買い物難民などの問題が生じています。そのため、市民生活に密着した身近な商業の形成を進めることが必要となっています。
- 進出企業を含めた既存企業については、九州縦貫自動車道等交通的利便性と南九州の中心に位置するという立地を生かした経済活動が行われています。本市では、商工会と連携しながら、経営相談や融資貸付などの経営支援、後継者の育成を行っています。定住促進の観点からも商工業の振興は課題となっており、進出企業については地元への定着に向けた支援の充実が求められます。また、中小企業については、資金や経営面などにおける支援が必要となっています。
- 本市では関係機関と連携し、子育てや介護をしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりなどを推進していますが、近年の社会経済状況の変化を踏まえ、更なる労働環境の改善・充実が求められています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
商工会会員数	名	640	670
中小企業融資貸付金実行件数	件	39	70
物産振興イベント参加業者数(延べ)	事業者	75	100

主要施策・主要事業

施策1： 中小企業の経営基盤の強化

○商工会と連携し、後継者及び優秀な経営者の育成を支援するとともに、経営相談や融資制度の運用などを通じて市内商工業者の経営安定化を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①商工会補助金事業 ②中小企業大学校受講補助金事業 ③中小企業融資貸付金事業

施策2： 商業活動の活性化

○商工会や地元商店等と連携し、買い物難民等への対応を図るとともに、市民にとって地域に密着した魅力ある商業となるよう、商業者の育成とネットワーク化を支援します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①商工会補助金事業(再掲)

施策3： えびのならではの産業の振興

○えびの市物産振興協会や商工会などの関係機関と連携し、優良特産品の開発と普及を推進します。また、特産品の販路拡大及びブランドの確立を図るため、物産館の建設や市内外に向けたPR活動に取り組みます。

○バイオマスを活用することによって自然環境に配慮した新たな産業の創出に取り組んでいきます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①物産館建設事業(再掲) ②物産振興協会補助事業 ③バイオマスタウン構想事業(再掲)

施策4： 勤労者福祉の充実

○勤労者の福利厚生の実現を図るため、企業訪問等を通じて各種支援制度のPRや支援制度の適切な運用を図ります。

○多様化するライフスタイルに合わせ、仕事と生活の調和が図られるよう、育児・介護のための休業制度やワーク・ライフ・バランスの普及啓発に取り組み、労働環境の改善を促進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①林業巡回特殊健康診断補助金事業

基本施策5：企業誘致施策の推進

施策目標－目指す姿－

- 市内外からの企業立地が成功し、若者の市外流出が減ってきています。
- 新規創業により新たな雇用が生まれています。

現状と課題

- 本市には現在、従業員10人以上の企業が25社、100人以上の企業が3社あり、このうち、市の指定企業は19社、うち17社が製造業となっています。
- 基幹産業が農業の本市では、新たな雇用創出に関しては企業誘致に依存せざるを得ないのが現状となっています。そのため本市では、市のホームページなどを通じて企業誘致候補地に関する情報提供をはじめ、平成22年度には企業立地ガイドを作成し、本市の持つ優位性をPRしています。
- 企業誘致についてはリーマンショック以降の経済状況を背景に、厳しい状況が続いていることから、より専門的に取り組むための体制づくりが課題となっています。同時に、地域特性や地域資源を生かした多様な起業を促進させていくことも産業の振興を図る上では必要なこととなります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
誘致企業数及び既存企業の事業拡大により増設された件数(目標年度までの累計)	社	2	10
企業誘致に関する出張・企業訪問・相談数	回	83	100
異業種交流会開催回数	回/年	1	2

主要施策・主要事業

施策1： 企業立地の促進

- 企業誘致戦略本部を中心に、市内の工場適地を調査するとともに、企業訪問や企業立地ガイド配布によるPR、市のホームページ等を通じた情報発信を行います。
- 県や県の東京・大阪・福岡事務所、各地の企業誘致アドバイザー等と連携し、積極的な企業情報の収集と受入体制の整備、また、各種助成・融資制度による支援を行い、企業立地を促進します。
- 都市計画マスタープラン作成による工業用途地域の確保を推進するとともに、新たなオーダーメイド方式を構築し、企業立地の促進を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①企業誘致対策事業

施策2： 起業の支援

- 商工会と連携し、起業家や経営者の育成を支援するとともに、新規事業や創業への融資制度及び補助制度、企業用地等の情報提供を通じて支援します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①企業誘致対策事業(再掲) ②商工会補助金事業(再掲)

基本施策6：観光の振興

施策目標－目指す姿－

- 温泉や自然景観などの資源が活用され、観光客でにぎわうまちとなっています。
- えびのを満喫できる多様な観光プラン・メニューがあります。
- まちぐるみで観光客を受け入れる体制が整っています。

現状と課題

- 本市には、霧島ジオパークの核心地であるえびの高原（霧島屋久国立公園）をはじめ、京町温泉や南九州特有の「田の神文化」など、多様な観光資源があります。
- 本市の代表的観光地である京町温泉については、他市町村でも温泉開発が進んだことにより、観光資源としての優位性・希少性が低下し、観光客の減少につながっています。そのため、地域の活力を向上させつつ、観光地としての再生・活性化を図ることが課題となっています。一方、えびの高原については、霧島ジオパークなど広域連携による優位性を生かした取組の展開が必要となっています。
- 多様な観光資源がある中、それらを結び付け、えびのの観光イメージを拡張することが、本市の観光振興において重要な課題となっています。併せて、接遇の改善を柱とした観光人材の醸成、観光資源の有効な活用や設備の整備、ニーズに対応した観光プラン・メニューの開発など、受け入れ体制の整備・充実を図ることも課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
京町温泉の入込客数	人	311,600	350,000
スポーツ合宿の団体数	団体	10	20
観光協会イベント開催回数	回	3	6

主要施策・主要事業

施策1： 温泉地の活性化

- 京町温泉のイメージアップにつなげるため、昔ながらの景観が残る街並みなどを生かした“昭和の温泉郷”づくりと、人情と真心でのもてなしを前面に出した観光施策を推進し、新たな観光客の開拓とリピーターの増加を図ります。
- 「宮崎県最古」と称される吉田温泉の潜在的な可能性を引き出すために、棚田などの景観整備や人づくりなどを含めて、長期的な整備を行い、矢岳高原とのつながりを深める事業の実施を推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①京町温泉活性化プラン
- ②京町温泉夏祭実行委員会補助金事業
- ③スポーツ観光推進協議会補助金事業

施策2： 着地型観光の推進

- 観光協会をはじめ、農協や商工会など、地域の関係機関・団体、民間企業と連携し、えびのの自然や歴史・文化、産業などの資源を生かした体験型の観光プログラムやルートの開発を進めるとともに、えびの高原を核として盆地の多様な資源を結び付ける観光ツアーやメニューの販売・PRに取り組めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①えびの市観光協会補助金事業
- ②観光ルート整備事業
- ③観光PR広告事業
- ④グリーンツーリズム推進事業(再掲)
- ⑤郷土の森整備事業

施策3： 観光誘客の推進

- パンフレット等の紙媒体だけでなく、ホームページやマスメディア、さらには携帯端末などを活用した各種PR・宣伝活動を推進するとともに、スポーツや食などを活用したイベントの実施など、えびのへの来訪を促す多様な機会の提供と内容の充実を図ります。
- 環霧島会議や西諸圏域と連携し、広域的な誘客活動の展開に取り組めます。
- 情報発信にかかわる諸機能を物産館に集約し、「えびの観光研究会」（仮称）とも連携した新しい戦略のもと、費用対効果にあった有効な情報の発信を行います。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①物産館建設事業(再掲)
- ②京町温泉夏祭実行委員会補助金事業(再掲)
- ③観光PR広告事業(再掲)
- ④スポーツ観光推進協議会補助金事業(再掲)

施策4：受け入れ体制の整備

- 観光客に対する現地での情報インフラの充実を図るため、ホームページの充実やボランティアガイド・観光ボランティアの育成を進めます。
- 老朽化の著しい観光資源や施設・設備などの計画的な整備を推進するとともに、市内の周遊性を高めるため、わかりやすい標識や案内板の整備、さらには観光マップの作成を進めます。
- 観光協会の強化や関連機関・団体間のネットワーク化を支援し、観光振興体制の充実を図ります。
- えびの市観光審議会を母体に「えびの観光研究会（仮称）」を設立し、観光業に積極的にかかわる意思を持った人々と、えびの市の観光のあり方を総合的に議論して、短期的・長期的な戦略を検討し、観光行政に反映させます。
- えびの市の食材を用い、かつ化学的な食品添加物なども使用しないことを基本とした「安全で健康な“えびの料理”」を開発するために研究会（えびの観光研究会の一部）を組織し、えびの市内の飲食店や宿泊施設でのメニューについてゆるやかな認定を行います。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①えびの市観光協会補助金事業(再掲)
- ②観光施設整備事業
- ③白鳥温泉下湯バリアフリー化事業
- ④矢岳高原ベルトンオートキャンプ場バンガロー整備事業
- ⑤えびの料理開発普及事業

第2節 まちの活力につながる環境づくり

基本施策1：計画的な土地利用の推進

施策目標－目指す姿－

- 計画に基づく適正な土地利用がなされ、まちの発展に寄与しています。
- 市街地と自然とが調和され、美しい景観が残るまちとなっています。

現状と課題

- 本市の土地の状況を見ると、総面積に対する林野面積は約70%、田畑面積は約14%、宅地面積は約3.4%となっており、市内の大部分は自然が広がり、田園が残る地域となっています。都市部においては、都市計画法上の用途地域が指定されていますが、指定用途どおりの土地利用が進んでいない地域があります。
- 本市の土地利用については、産業の振興に寄与しつつも、乱開発やスプロール化を抑制し、自然との調和や景観が保たれた土地利用が重要となっており、計画的かつ秩序のある土地利用及び有効利用が図られるよう誘導することが課題となります。
- 土地の実態を明らかにする地籍調査についても事業の意義などを市民に理解していただきながら、計画的な推進を図っていく必要があります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
地籍調査進捗率	%	49.6	55.0

主要施策・主要事業

施策1： 計画に基づく土地利用の推進

○本市における土地利用や都市計画に関する基本方針を示した「都市計画マスタープラン」を策定し、プランに基づく適正な土地利用を推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①都市計画マスタープランの作成 ②地籍調査事業

施策2： 遊休地の有効活用

○市の発展及び財政の健全化に寄与するよう、市が保有する遊休地について貸付や売却など、管理と活用を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①市有財産管理事業

基本施策 2 : 道路の整備

施策目標－目指す姿－

- 幹線道路の維持・整備がなされ、快適な交通アクセスが確保されています。
- 市民生活に身近な道路が整備され、緊急車両や徒歩による安全な移動ができるようになっています。

現状と課題

- 本市の道路網については、九州自動車道と国道3路線、主要地方道3路線、一般県道8路線を幹線道として、市道967路線が交差して形成されています。
- 本市では、高速道路へのアクセス道路として、国道・県道の整備を進める一方、市民に身近な生活道路である市道整備についても計画的に推進しており、改良率は国道86.4%、県道73.2%、市道73.0%となっています。
- 県道や市道などについては依然として改良率が低く、引き続き整備を推進することが必要となっています。
- 橋梁の中には建設後、数十年が経過している橋梁もあり、老朽化への対策が課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
社会資本整備総合交付金事業進捗率	%	15.0	100.0
過疎対策事業進捗率	%	40.0	70.0
橋梁修繕計画策定数	本	0	312

主要施策・主要事業

施策1： 幹線道路の整備

- 市内幹線道路網の骨格を形成する国道や主要県道の整備促進を図ります。
- 都市計画道路の適宜見直しやえびの中央線など重要な幹線市道の計画的な整備を進めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①県道改良事業
- ②社会資本整備総合交付金事業

施策2： 生活道路の整備

- 市民の生活に身近な市道について、計画的に拡幅などの改良工事を進めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①過疎対策事業
- ②辺地対策事業
- ③社会資本整備総合交付金事業

施策3： 道路・橋梁の維持管理

- 安全に道路を利用できるよう、道路の維持管理・補修を計画的に進めるとともに、道路の補修・改良に併せバリアフリー化を進めます。
- 橋梁の維持と長寿命化を図るため、市内全橋梁の点検を行うとともに、修繕計画を策定し、計画的に修繕・整備を進めます。
- 関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、信号機等の道路施設・交通安全施設の補修や整備を進めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①道路維持事業
- ②橋梁維持事業
- ③橋梁点検・修繕計画策定委託事業
- ④防護柵等設置事業

基本施策 3 : 地域情報化の推進

施策目標－目指す姿－

○市民が情報通信技術の恩恵を最大限に享受できるようになっています。

現状と課題

- 本市では、住民サービスの向上や事務の効率化を図るため、行政事務の電算処理化等を進めてきました。しかし、情報処理技術・通信技術の進展は著しく、情報システムの導入、システムの再構築の際には、外部データセンターの利用や共同利用など費用対効果に配慮した最適化の視点が必要になっています。
- 情報通信技術が日々進歩する中、本市においてもインターネットの普及が進んでいますが、高齢者の多い本市においては、情報格差が広がる危険性を有しています。そのため、市民生活の利便性向上に寄与できるようパソコン講習会などを行い、情報格差の是正に努めることが課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22 年度)	目標値(H28 年度)
パソコン講習会参加者数	人	112	200

主要施策・主要事業

施策1： 情報システムの最適化

- 市民が情報通信技術の恩恵を最大限に享受することができるよう、情報システムの適宜更新・整備を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①住民情報システムの更新事業

施策2： 地域情報化の推進

- 市政や住民サービスに関する重要な情報取得の窓口である市ホームページの内容充実を図ります。
- 市民が情報通信技術を利用し、快適な生活を送ることができるよう、教育機関や市民ボランティアと連携し、パソコン教室等、情報通信に関する学習機会の提供を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①市ホームページ運用事業
- ②パソコン講習会事業

基本施策 4：基地対策の推進

施策目標－目指す姿－

- えびの駐屯地の存続が図られています。
- 防衛施設周辺の生活環境の保全が図られています。

現状と課題

- 本市には、陸上自衛隊えびの駐屯地をはじめ、霧島演習場や市街地戦闘訓練施設、海上自衛隊えびの送信所（VLF）などの防衛施設が存在するとともに、自衛隊入隊者の対人口比も高く、自衛隊とは非常に深い関係にあります。
- 国の進める新中期防衛力整備計画では、陸上自衛隊員数の削減が計画されており、えびの駐屯地への影響も懸念されます。本市のみならず西諸地域に多大な影響を及ぼすことが予想されるため、えびの駐屯地の存続、増員・増強のための取組や国内唯一の超長波送信施設である海上自衛隊えびの送信所の交付金対象施設としての指定に向けた取組も併せて継続していくことが課題となります。
- 一方、霧島演習場などの施設使用時における市民生活への影響もあり、防衛施設の安定的使用と住民生活との共存を図ることも引き続き必要となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
防衛省等への要望活動回数	回／年	4	6
市民参加型の自衛隊との交流事業	回／年	2	4

主要施策・主要事業

施策1： 基地との共存

- えびの駐屯地と市民との交流を充実し、自衛隊への理解を深めます。
- 国や関係機関と連携し、防衛施設周辺的生活環境の整備等の促進を図ります。
- 自衛隊演習時等の正確な情報の収集と提供に努めます。
- 基地交付金制度等の財政援助措置の充実を関係機関に要請します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①えびの自衛隊後援会補助金事業
- ②防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する調査事業
- ③大規模な演習等に関する関係機関との調整
- ④補助交付金の指定・増額・拡大等のための関係機関への要請

施策2： えびの駐屯地の存続・増強活動の推進

- 西諸地域の各自治体をはじめ各団体で構成されている第24普通科連隊・えびの駐屯地存続期成同盟会の活動充実を図り、えびの駐屯地の存続、増員・増強活動を推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①えびの駐屯地上部組織及び関係機関への継続的な要望

第2章 志と郷土愛を持つ“人づくり”

第1節 郷土を担う人材の育成

基本施策1：学校教育の充実

施策目標－目指す姿－

- 幼稚園、保育園をはじめとして、子どもたち一人ひとりに応じた教育が行われています。
- 児童・生徒が将来を見据え、意欲的に学習に取り組むことができる教育内容が提供されています。
- 子どもたちが人や郷土を大切にする優しさと心の強さを備え、心身ともにたくましく育っています。
- 安心して就学でき、安全に教育を受けることができる環境が整っています。

現状と課題

- 本市の子どもの数については、少子化の影響により減少し続けており、これを受けて小学校・中学校・高等学校の児童・生徒数についても減少傾向にあります。
- 人口減少、少子高齢化が進む本市では、次代の担い手である子どもが、確かな学力を有し、社会の急速な変化に対応できる生きる力を身につけることは、本市の活性化を図る観点からも重要な課題となります。
- 近年、※小1プロブレムや※中1ギャップといった成長の節目における教育環境の変化により、授業などへのつまずきを抱える子どもたちの問題が指摘されており、各ライフステージにおいて教育の円滑な移行を図ることも課題となっています。
- 学校施設の耐震化や教育設備の充実など、子どもたちが安心・安全に学べる環境を確保することも必要となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
中学校3年生英検3級以上取得率	%	0(H23年度 50.0)	70
児童・生徒の一貫教育満足度	%	79.9	100
学校施設耐震化率	%	83.3	100

小1プロブレム（※）：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。

中1ギャップ（※）：小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじみず不登校となったり、いじめが急増するという現象。

主要施策・主要事業

施策1： 幼児教育の充実

○幼稚園、保育園に通う子どもたちが、えびのの子どもとして可能な限り同じ教育内容を受けられることができるよう、教育内容の標準化を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①幼稚園就園奨励費補助事業 ②就学前ことばの教室事業 ③幼保小連携・接続推進事業

施策2： えびの市一貫教育の推進

○すぐれた知性を育成し、徹底した学力向上を図るため、一人ひとりの能力や個性に応じた教育をはじめ、基礎・基本の確実な定着を図る教育と、自ら学び、考え、表現する力を重視した教育の展開を図ります。

○豊かな心を育み、地域に貢献する人材の育成を図るため、人権・同和教育や奉仕活動・体験活動を通じた道徳教育の充実、さらには、いじめ・不登校・非行等問題行動対策としての生徒指導などの充実を図ります。

○たくましい体を育むため、生涯にわたって運動に親しむ資質の育成及び健康・安全教育、食育を推進していきます。

○障害のある子どもなど、特別な支援を要する児童・生徒の教育の充実を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①小中一貫教育事業 ②適応指導教室事業 ③中学校部活動育成強化補助事業
④生活介助員配置事業

施策3： 教育環境の整備・充実

○学校施設の維持・補修や耐震化などを計画的に進めるとともに、適宜、教育内容の充実に向け、プールや学校給食センターなどの施設及び設備の整備・充実を図ります。

○教育センターの活用や教職員研修の継続的な実施を通じて、教職員の資質・能力の向上を図ります。

○地域との連携による教育を展開するため、学校運営への保護者・市民の参画を促進するなど、開かれた学校づくりを推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①学校施設耐震化事業 ②小・中学校プール改修事業 ③学校給食センター建設事業
④教育研修センター事業 ⑤学校教育活性化推進事業 ⑥学校運営協議会事業
⑦学校支援地域本部事業

基本施策 2 : 青少年の健全育成

施策目標－目指す姿－

- 家庭における子どもの教育が着実になされています。
- 地域ぐるみによる見守りなど様々な活動が行われ、青少年が健全に育っています。

現状と課題

- 少子化が進行する今日、健全な子どもの育成を目的とする家庭教育の重要性を保護者へ啓発するとともに、核家族化により、子どもへの教育やしつけに不安を抱えている家庭への対策も必要となっています。
- 情報通信技術の発達により、インターネットや携帯端末が普及し、青少年が有害情報やいじめ、犯罪などに遭遇する危険性が増しつつあります。そのため、インターネット等に対する対策を強化していくことが必要となっています。
- 非行の低年齢化・深刻化に対応するため、地域ぐるみにより青少年の健全育成を図る体制づくりが必要となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22 年度)	目標値(H28 年度)
家庭教育学級参加者数(延べ)	人	2,234	2,800
世代間交流体験活動事業実施館	館	13	40
青少年健全育成啓発	回	2	10

主要施策・主要事業

施策1： 家庭の教育力の向上

○家庭教育の中では、特に幼児期における教育を重要と位置づけ、各種研修会や講演会、学習の場の提供などの支援を行います。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①子育て講座事業 ②家庭教育学級事業 ③親育て講座

施策2： 地域ぐるみによる青少年の育成

○地域内における世代間交流や青年層などの同世代同士が集まり活動する機会の提供を図り、社会性を育てていきます。

○ボランティアによる学校支援や市民会議の活動促進など、地域ぐるみで子どもを育てる環境整備を進めます。

○青少年育成市民会議や警察などの関係機関と連携し、有害図書や有害動画の排除や携帯端末による被害の防止に向けた啓発を実施します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①世代間交流体験活動事業 ②若者チャレンジイベント事業 ④学校支援地域本部事業

基本施策 3 : 生涯学習の促進

施策目標－目指す姿－

- 市民がライフステージに応じて生涯学び教養を高めています。
- 多くの市民が図書館や公民館などの社会教育施設を、生涯学習の場として活用しています。
- 地域ごとに学びの場が提供され、市民が気軽に学習できる環境となっています。

現状と課題

- 高齢化が進行する本市では、高齢期になっても生きがいを持って暮らし続けられることが重要となっており、生涯学習体制の充実が課題となっています。
- 本市では市民の身近な生涯学習の拠点として、自治公民館が整備されているとともに、中学校区ごとに4つの公立公民館（地区公民館）を整備し、それぞれに社会教育指導員を配置し、各地域における生涯学習の推進を図っています。
- 高齢化が進む中、市民の身近な生涯学習の拠点となっている自治公民館及び地区公民館については、その重要性が増しています。
- 市民図書館については、生涯学習における重要な拠点として、多様化・高度化する市民ニーズに対応した図書の実質等が必要となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
生涯学習講座の開講数	講座	5	7
市民図書館利用者数	人	23,257	25,600
出前講座開催数	講座	48	70

主要施策・主要事業

施策1： 学びへの支援体制の充実

- 学びたい人が学びたいときに学べるよう、各種広報媒体を活用し、生涯学習に関する情報提供や相談支援を行います。
- 市民の学習ニーズに応じた生涯学習講座や市民大学などを開催し、生涯学習機会の充実を図ります。
- 市民の多様な学びを支援するため、各種社会教育団体や自主学習グループ等の活動の活性化を図ります。
- 生涯学習を推進する指導者の育成を支援するとともに、市民が主催する学習講座の推進を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①生涯学習講座
- ②出前講座
- ③生涯学習振興大会
- ④市民大学
- ⑤地域学園
- ⑥子ども会インリーダー研修会
- ⑦市民提案型学習補助金

施策2： 身近に学べる環境づくり

- 市民の身近な学習の拠点として、自治公民館及び地区公民館のバリアフリー化を推進するとともに、学習活動の活性化など活動内容の充実を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①自治公民館活動奨励事業

施策3： 社会教育施設の充実

- 図書館については、市民の学習要求に応えられるよう、図書資料の収集やレファレンスサービス（※）など図書館サービスの充実を図ります。
- 地区公民館等においても、市民が教養を深める場、学習の場として利用されるよう、講座や研修会、施設環境の充実に取り組みます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①図書館管理運営事業
- ②公民館管理事業
- ③文化センター運営事業

レファレンスサービス（※）：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助けること。

基本施策 4 : 人権意識の高揚

施策目標－目指す姿－

- 市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、互いに支え合いながら、共に健やかに安心して暮らせるまちとなっています。
- あらゆる場を通じて、人権・同和問題に関する学習や啓発活動が行われています。

現状と課題

- 人権の尊重は地方自治の根幹でもあるため、市民一人ひとりの人権意識の確立・向上に向けた啓発活動及び学習機会の提供を継続していくことが必要となります。
- 本市では、市民の人権に関する相談をはじめ、人権週間期間中における事業所訪問や広報紙による広報活動、啓発チラシ及びグッズの配布など啓発活動を行っています。今後も差別意識の解消に向け、関係機関と連携し市民の人権感覚を育んでいくとともに、人権侵害への支援対策を推進していくことが課題となります。
- 人権問題については、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に関する様々な人権問題が存在しています。また、近年では、急激な社会変化に伴いインターネット等による人権侵害など、新たに対応しなければならない課題も発生しており、人権に関する様々な状況の変化が見受けられます。このため、あらゆる場を通じて広く市民への教育・啓発活動を実施する必要があります。
- 本市では、平成13年に「部落差別撤廃・人権擁護都市」宣言を議会決議し、同和問題の解決に向け、積極的な取組を行ってきましたが、今なお差別意識の解消がなされていません。このため、人権教育及び啓発をさらに積極的に推進し、市民一人ひとりの理解と認識を深め、差別意識の解消を図ることが課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
人権学習講座回数	回	9	20
人権セミナー参加者数	人	191	220
人権を考える市民のつどい参加者数	人	500	500

主要施策・主要事業

施策1： 人権啓発・教育の推進

- 人権擁護委員やえびの市人権同和問題啓発推進協議会などの関係機関と連携し、人権週間を活用した啓発活動や人権を考える市民のつどいの開催など、各種啓発事業を推進します。
- 市民一人ひとりが人権に関する学習ができるよう、学校教育や生涯学習と連携した多様な学習機会の提供に努めます。
- 積極的な啓発活動により、同和問題の理解と認識を深め、市民一人ひとりの問題として人権意識の高揚及び差別意識の解消を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①人権擁護対策事業
- ②人権同和对策事業
- ③人権問題学習講座

施策2： 人権侵害に対する支援の推進

- あらゆる人権侵害に対し、問題の早期解決を図るため、人権擁護委員及び特設人権相談所の周知を図るとともに、関係機関や団体との連携を強化し、人権問題に関する相談支援の充実に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①人権擁護対策事業(再掲)

第2節 郷土文化の継承と新しい文化の創造

基本施策1：文化芸術活動の促進

施策目標－目指す姿－

- えびのの歴史・文化遺産が継承、保存され、市民が郷土の伝統や文化に愛着を持っています。
- 市内各地で、様々な文化・芸術活動が行われています。
- えびのの伝統文化と現代の文化が融合した、新しい文化が誕生しています。

現状と課題

- 本市には「田の神さあ」に代表される古くからの伝統文化や文化資源が豊富にあり、人々の暮らしの中に受け継がれています。
- 郷土芸能については、過疎化に伴う後継者不足により道具等の損傷なども相まって、その保存・継承は厳しい状況となっています。さらに、各種文化財・歴史遺産等についても、時代の経過と変化する社会情勢の中、遺失や風化により失われていく状況となっており、文化財については適切に保護・保存できる体制整備が課題となっています。
- 郷土の文化を保存・継承する観点からも、より多くの市民が地域の文化や多様な芸術に触れる機会を創出していくことが必要となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
市民発表事業参加人数	人	1,510	1,600
自主文化事業及び文化講座参加者数	人	1,577	2,400
歴史民俗資料館入館者数	人	8,049	8,853

主要施策・主要事業

施策1： 郷土文化及び文化財の保存・継承

- 無形文化財となる郷土芸能については、後継者の確保・育成や、活動存続に必要な支援を行うとともに、発表機会の創出などを図り保護・継承に努めます。
- 埋蔵文化財や史跡等の各種文化財については、広く市民に周知を図るとともに、適切に記録と保護措置を行います。また、文化財保護に必要となる施設・設備等の維持に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①郷土芸能発表事業
- ②文化財保護管理事業
- ③埋蔵文化財緊急調査事業
- ④歴史民俗資料館運営事業

施策2： 芸術・文化活動の推進

- 文化センターなど、文化施設の一層の活用と市民参加による発表機会の拡充を図り、市民協働による文化活動の活性化を図ります。
- 文化センターや文化芸術活動団体などと連携を図り、市民が多様な文化・芸術活動に触れられる機会を充実していきます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①自主文化事業
- ②市民発表事業
- ③市民提案型自主文化事業
- ④文化センター運営事業

基本施策 2 : 国際交流の充実

施策目標－目指す姿－

○国際交流への市民の関心が高まり、市民を主体とした異文化交流や人づくりが行われています。

現状と課題

- 本市では、国際交流センターを中心に、海外との交流事業や英会話教室など、外国文化にふれることができる機会の創出に取り組んでいます。
- 国際交流センターについては平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを取り入れ、活用を図っています。
- 本市の外国人の約80%は日章学園九州国際高等学校の留学生となっており、国際交流センターにおける交流事業を通じて、市民との交流が進められています。しかし一方で、姉妹都市であるアメリカ合衆国テキサス州ベルトン市との交流は滞っており、えびの高原国際専門学校が平成22年度をもって休校となるなど、交流機会の減少につながっています。
- 国際化社会の一層の進展に合わせ、市民が外国文化に触れる機会を創出するとともに、市内に暮らす留学生や外国人、また、来訪する外国人などへの対応が可能な人材の育成や受け入れ体制の充実など、国際化社会への対応を推進していくことが必要となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
国際交流事業参加者数	人	2,152	3,000

主要施策・主要事業

施策1： 国際交流の機会充実

- 国際交流センターを中核に、異文化体験講座や国際理解のための学習会、留学生等との各種交流事業を推進し、市民が外国文化に触れることができる機会の提供に努めます。
- 民間事業者のノウハウを活用しながら国際交流センターにおける実施事業の充実を図ります。
- 市民団体による国際交流の取組を支援し、国際交流事業を企画・実施する市民活動団体との連携を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①国際交流センター管理業務委託事業
- ②異文化交流事業

第3章 誰もが元気 “健康のまちづくり”

第1節 健康の保持・増進

基本施策1：健康づくりの推進

施策目標－目指す姿－

- 健康意識が高まり、市民全員が健康づくりに取り組んでいます。
- 各地域において、市民主体による健康づくり活動が進められています。
- 心身ともに健康な市民が増加しています。

現状と課題

- 本市では、生活習慣病やがんの予防・早期発見・早期治療の観点から、各種健康診査や各種がん検診を実施するとともに、保健センターを拠点に、保健師や栄養士による相談支援を行っています。
- 高齢化が進む中、健康に関する市民の関心は高まっています。しかし、健康づくりは市民自らが行動を起こしていくことが必須であるため、継続的な啓発や健診機会の提供など、市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう支援することが必要です。
- 健康づくりについては、幼少期からの取組が重要であり、母子保健及び学校保健との連携により健康づくりを推進していくことが必要です。
- 近年、自殺やうつ病などの精神疾患の増加が問題化する中、心の健康づくりについても推進体制を強化することが課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
出前講座・健康教育・健康づくり展参加者数	人	4,077	4,100
特定健康診査受診率	%	17.4	65.0
肺がん検診受診率	%	4.3	13.0

主要施策・主要事業

施策1：健康づくり支援体制の充実

- 「健康21日本えびの市計画」に基づき、関係機関と連携し、市民が積極的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援していきます。
- 市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう、相談支援体制の充実を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①健康づくり推進事業
- ②自殺対策事業

施策2：各種健（検）診の推進

- ライフステージごとに健康づくりへの取組を促すとともに、生活習慣病やがんの予防と早期発見を図るため、各種健（検）診の実施や、その重要性を啓発していきます。
- 関係機関と連携し、受診後のフォロー体制を充実・強化します。
- 未受診者への受診勧奨を推進するとともに、受診しやすい体制の構築に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①成人健（検）診事業
- ②特定健康診査等事業
- ③後期高齢者健康診査事業
- ④妊婦健康診査事業
- ⑤乳幼児健康診査等事業
- ⑥育児等健康支援事業

施策3：感染症予防対策の推進

- 子どもや高齢者の感染症への罹患を予防するため、検診及び予防接種を実施します。
- 感染症や健康被害の発生時に迅速な対応ができるよう、保健所など関係機関と連携し、初動体制の構築を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①各種予防接種事業
- ②結核検診事業

基本施策 2 : 地域医療体制の整備

施策目標－目指す姿－

- 市立病院を中心に、地域において安心して医療が受けられる体制になっています。
- 夜間や休日の急病時の救急医療体制が整っています。

現状と課題

- 本市には、病院 3 箇所、診療所 15 箇所、歯科診療所 11 箇所の医療施設がありますが、開業医の高齢化などにより閉院が相次いでおり、市立病院においても派遣元の各大学における医局員の減少により、医師不足が生じており、診療機能が低下しています。
- 近年、医師不足に併せ、コンビニ受診など、不要不急な受診の増加が医療現場の疲弊を招いており、地域医療体制を維持していくには、市民に対し正しい受診行動を促すことが課題となっています。
- 本市では現在、設備の充実した他医療機関との地域医療連携を図り、救急医療体制を整えています。引き続き、西諸広域行政事務組合や医療機関等と連携し、充実を図ることが必要となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22 年度)	目標値(H28 年度)
市内医療関係施設数(医師団・歯科医師団)	箇所	29	29

主要施策・主要事業

施策1： 地域医療体制の充実

- えびの市医師団・えびの市歯科医師団に対し、高度化・複雑化する医療技術に対応できるよう支援を行います。
- 市立病院における診療体制の維持に努めるとともに、医療技術の向上に併せ、医療機器の整備・更新を計画的に進めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①医師確保対策事業
- ②医療機器更新整備事業

施策2： 救急医療体制の整備

- 休日救急診療を実施するえびの市医師団に対する支援を行います。
- 夜間や休日における医療機関への適正受診について、市民に対し正しい受診行動を啓発します。
- 軽症救急患者の初期救急医療体制を充実するため、西諸医療圏域内への休日夜間急病センターの整備を働きかけていくとともに、休日における小児科診療体制の充実を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①医師確保対策事業(再掲)

基本施策3：スポーツの振興

施策目標－目指す姿－

- 年齢を問わず、幅広い年齢層の市民が、身近に様々なスポーツを親しめる環境が整備されています。
- 公式スポーツが行える環境が整備され、競技スポーツやスポーツ合宿が盛んに行われています。

現状と課題

- 本市では、健康増進や余暇の有効活用を目的としてスポーツ活動が年々盛んになっています。しかし、その活動は中高年層が中心となっていることから、スポーツ人口の拡大に向け若年層を含めた幅広い年齢層がスポーツに親しめる環境づくりが必要となっています。
- スポーツ活動の拠点となる施設については、中学校区ごとに地区体育館の整備が完了しているものの、大規模な各種スポーツ大会や公式スポーツが十分に行える環境ではなく、スポーツ振興にあたっての課題となっています。
- 本市では、身近な地域でスポーツ活動が行えるよう、市民の主体的な運営のもと総合型地域スポーツクラブが3箇所設立されています。市民の地域スポーツの拠点として、多様なスポーツ活動が行える機会を提供できることが求められます。
- 近年、マスメディアを通じて各種競技スポーツへの関心も高まっており、競技力を高められるよう、指導者の確保や育成が課題となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22 年度)	目標値(H28 年度)
スポーツ大会等開催数	回	21	28
総合型地域スポーツクラブ加入数	人	760	2,100
体育施設の使用人数	人	150,000	165,000

主要施策・主要事業

施策1： 生涯スポーツの推進

○子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、多種多様なスポーツに親しめるよう、体育協会加盟団体や総合型地域スポーツクラブ、民間企業等と連携し、スポーツや運動する機会の提供を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①高齢者スポーツ大会 ②市民スポーツ大会 ③体育協会運営補助金事業

施策2： 地域スポーツの推進

○身近な地域で市民がスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの充実に向けた支援を行います。

○市民が身近な地域で安全にスポーツが行えるよう、市民体育館や地区体育館をはじめとする各種社会体育施設の維持・管理に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①保健体育推進事業 ②体育施設管理事業

施策3： 競技スポーツ・スポーツ交流の推進

○各種競技における底辺の拡大と競技力の向上を図るため、関係機関と連携し、選手や指導者の育成、確保を図ります。

○本市の社会体育施設や温泉などの健康・スポーツ資源を生かし、スポーツ観光やスポーツ合宿の誘致を図るとともに、施設や環境整備など受け入れ体制づくりに取り組みます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①体育施設管理事業(再掲)

第4章 みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり”

第1節 住民参加・協働のまちづくり促進

基本施策1：市民協働によるまちづくり

施策目標－目指す姿－

- 「えびの市自治基本条例」がすべての市民に周知され、市民と行政が相互理解のもと、協働によるまちづくりに取り組んでいます。
- 「自分たちの地域は自分たちでつくる」住民自治の意識が向上し、地域住民の創意工夫による活動が活発に行われています。

現状と課題

- 本市では、平成22年4月に「えびの市自治基本条例」を施行し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくことを明確に位置づけています。
- これまでのまちづくりは、主に行政が主導し主体的に取り組むことが多い状況にありましたが、地域ごとに多様化する生活課題に対応するには、地域の課題を市民と行政がそれぞれの強みを発揮し、協働により解決していくことが求められます。
- そのためには、市民と行政が互いに信頼関係を築くとともに、市民の主体的な取組を促進し、自らの地域は自らが築いていく地域コミュニティづくりを実現していくことが必要となります。
- しかし、本市の地域コミュニティについては、過疎化や生活様式の都市化により、その機能が弱まりつつあり対策が求められています。また、市民活動団体やNPO法人等の多様な団体による住民主体のまちづくり活動を促進していくことも必要となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
ふらいど21助成事業活用団体会員数	人	603	800
地域づくり研修会等参加者数	人	433	500

施策1： 市民協働の推進

○これからのまちづくりについては、市民と行政がそれぞれに責任や役割を理解し、対等な立場で協力しながら取り組んでいくことが必要です。そのため、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に、「えびの市自治基本条例」の趣旨や内容を周知・啓発するとともに、行政においても協働体制の確立に積極的に取り組み、市全体で協働によるまちづくりの気運を高めていきます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①えびの市自治推進委員会事務 ②えびの市自治基本条例啓発事務

施策2： 市民協働の仕組みの充実

- 市民協働を推進するための体制の確立や仕組みづくりを進めるための計画を策定します。
- えびの市ぶらんど21助成事業やNPO法人の認証事務などを通じて、まちづくり活動組織の育成や住民の主體的なまちづくり活動の促進を図ります。
- 自治公民館活動を支援し、コミュニティ機能の回復を図ります。
- 区長・自治公民館長をはじめ、地域内の各種団体など多様な住民が、地域の抱える課題の解決や安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地域が一体となった活動を行う新たな組織づくりを進めます。
- 地域づくりを推進し、コミュニティ機能の回復などをより効果的なものとするため、地域の自治組織である区・分区への加入促進対策に取り組みます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①市民協働推進基本計画策定事業 ②えびの市ぶらんど21助成事業
③地域コミュニティづくり推進事業 ④自治公民館連絡協議会運営補助金事業(再掲)
⑤自治公民館地域活動モデル事業 ⑥特定非営利活動促進法に基づく事務
⑦区・分区加入促進対策

基本施策 2 : 市民参画による行政の推進

施策目標－目指す姿－

- 市政に対して、だれでも意見や提案を行える環境となっています。
- 市民と行政がパートナーシップを築き、多くの市民の参画を得ながら市政運営が行われています。

現状と課題

- 本市では、平成22年4月に「えびの市自治基本条例」を施行し、市政への市民参画を促していくことを明確に位置づけています。また、「えびの市自治基本条例」第19条には、市の責務として、施策の企画立案時に市民意見を把握し反映することが明確に位置づけられています。
- 市政への市民参画の手段として、本市ではパブリックコメントや市民提案制度の活用とともに行政計画策定時における審議会・策定委員会を設置しています。引き続き「えびの市自治基本条例」に基づき、市民参画を充実させていくことが求められます。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
市民提案制度実施数	件	0	5

施策1： 広聴の充実

- パブリックコメント、市民アンケート、住民座談会、住民説明会などを実施するとともに、市ホームページを通じた提言募集（市政への提言）など、様々な機会を通じ市民の意見や要望を把握し、市政への反映に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①パブリックコメント制度実施事業

施策2： 市政への市民参画機会の充実

- パブリックコメント制度や市民提案制度をはじめ、各種審議会などの公募委員制度を推進し、市民が市政に参画する機会を保障していきます。
- 施策の実施面において多くの市民が参画できるよう市民提案制度の活用と充実を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①えびの市ぶらんど 21 助成事業(再掲)
- ②各種審議会等公募委員制度実施事業

基本施策3：男女共同参画の推進

施策目標－目指す姿－

- 男女が、社会の対等な構成員として、参画する機会が確保されています。
- 男女が互いの人権を尊重し、性別によって生き方が左右されないまちとなっています。
- 性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまちとなっています。

現状と課題

- 価値観や社会構造の変化などを受け、女性の社会進出が進んでいます。一方で、固定的な性別役割分担意識をはじめ、就労条件や市政・地域活動等における性差も依然として残っています。さらに近年、ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなど女性に対する様々な形態の暴力が社会問題となっています。
- 本市では、男女共同参画社会への理解と意識を高めるため、男女共同参画セミナーや男女共同参画フォーラムの開催、広報紙等を活用し、啓発を行っています。また、女性の権利侵害や社会参画にかかる相談支援も実施しています。
- 平成22年に「えびの市男女共同参画推進条例」が施行され、市は、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有しています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
男女共同参画フォーラム、セミナー参加者数	人	220	400

主要施策・主要事業

施策1： 男女共同参画意識の啓発

- 男女共同参画フォーラムや男女共同参画セミナー、出前講座、広報紙・情報紙などにより、市民啓発に取り組みます。また、学校教育と連携し、子どものころから男女共同参画意識の醸成を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①男女共同参画推進事業

施策2： 女性の社会参画の促進

- 市政への女性の参画促進を図るとともに、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりを促進します。
- 女性のエンパワーメント（※）をはじめ、ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントに代表される女性への権利侵害など、女性の社会参画にかかる相談支援を充実し、社会参画の促進を図ります。
- 労働条件や職場環境における性差の解消を図るため、関係機関と連携し、民間事業者への啓発を行います。また、保育サービスをはじめとする子育て支援の充実を図り、女性の社会進出を促進する環境づくりを進めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①女性相談事業 ②男女共同参画啓発事業

施策3： 第2次男女共同参画基本計画の策定

- えびの市における男女共同参画政策を総合的・計画的に推進するため、えびの市男女共同参画基本計画を見直し、市民・事業所・団体・行政等による一体的な取組の促進を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①第2次男女共同参画基本計画策定事業

エンパワーメント（※）：与えられた業務目標を達成するために、組織の構成員に自律的に行動する力を与えること

基本施策 4 : 情報共有化の推進

施策目標－目指す姿－

- すべての市民が、様々な媒体を通じて市政やまちづくりに関する情報を得ることができる環境となっています。
- 市が保有する情報が適切に管理・活用され、市民との情報共有が図られています。

現状と課題

- 本市では、市民に広く市政や市内のまちづくり活動等を広報するため、広報えびのの発行や市の公式ホームページの運用を行っています。
- パブリックコメントや市民アンケート、住民説明会などを実施し、市民の声を市政運営に生かしています。
- 平成22年4月に施行された、「えびの市自治基本条例」第12条には、市の責務として、自治の実現に必要な市政情報の公開が明確に位置づけられており、広報活動の充実が課題となります。
- 情報技術の進展に伴い、情報のデータ化、ネットワーク化が進んでおり、情報セキュリティ対策の充実とともに、えびの市情報公開条例及びえびの市個人情報保護条例に基づき、適切に情報の公開と保護を行うことも課題となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
市ホームページへのアクセス件数	件/年	123,000	150,000

主要施策・主要事業

施策1： 広報の充実

- 市民にわかりやすい広報紙づくりに取り組むとともに、わかりやすい予算書の発行など、市民の関心の高い市政情報の提供に努めます。
- インターネットや携帯端末の普及が進む中、市民が手軽に市政情報を取得できる窓口として、市ホームページの更新・充実を図ります。
- より多くの市民に行政情報や地域情報を伝達できるよう、自治組織である「区・分区」への加入促進を図るとともに、未加入世帯への行政情報伝達の方法について検討します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①広報えびの・ホームページ事業
- ②行政事務連絡
- ③区・分区加入促進対策(再掲)

施策2： 適切な情報管理と情報公開の推進

- 全庁的な情報セキュリティ対策を実施し、市が所有する個人情報などの機密情報の漏えいを防止します。
- ファイリングシステムの適切な維持管理により文書管理の適正化を図り、行政文書の開示など、えびの市情報公開条例に基づく情報公開等に、適切に対応します。
- 個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報を適正に取扱い、個人の権利と利益の保護を図ります。
- 公文書公開請求による情報公開だけでなく、個人情報等の非公開情報以外の行政情報についても積極的に公開・公表を行い、市民との情報共有化の推進を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①情報化推進事業
- ②ファイリングシステム維持管理

第2節 かおの見える福祉の充実

基本施策1：地域福祉の推進

施策目標－目指す姿－

- 身近な地域で市民同士が互いに助け合い、支え合う関係づくりができています。
- 地域福祉推進のため、市民がお互いに協力して福祉活動に取り組んでいます。
- 地域福祉の基盤となる環境が整えられています。

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化、地域意識の希薄化により家族や地域で支え合う力が弱まりつつあります。本市では、「えびの市地域福祉計画・えびの市地域福祉活動計画」を策定し、増大する福祉ニーズに対応するため、地域福祉の推進を図っています。
- 本市では、高齢化に伴いボランティア需要は大きなものとなっています。そのため、市民の自主的な福祉活動への参加意識を高めながら、ボランティア活動の活性化を図ることが課題となっています。
- 地域福祉を担う人材も高齢化しており、人材の確保をはじめ、社会福祉協議会と連携し、推進体制の充実を図ることが課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
地域福祉推進会議	地区	4	4
ボランティア活動件数	件	1,340	1,500
ボランティア登録数	団体	65	70
	人	84	110

主要施策・主要事業

施策1： 支え合い助け合う地域づくり

- 社会福祉協議会及び地域福祉推進会議などと連携し、地域の実情に合った支え合い、助け合い活動を組織的に進めていきます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①地域福祉活動補助事業

施策2： 地域福祉活動への支援

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成及びボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティア活動を促進していきます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①ボランティアセンター運営事業

施策3： 地域福祉の基盤づくり

- 地域福祉に対する市民意識の高揚を図るため、幅広い年齢層への啓発活動や福祉教育に取り組みます。
- 地域福祉推進にあたっての中心的な役割を担う社会福祉協議会と連携し、地域福祉推進体制の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員など、地域福祉を推進するにあたってリーダーとなる人材の確保・育成を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①民生委員活動補助事業

基本施策2：子育てしやすい環境づくり

施策目標－目指す姿－

- 働きながらも子どもを安心して預けることができる体制が確保されています。
- 子育てにかかる負担が軽減され、安定した家庭の中で子どもが育つ環境となっています。
- 子育てへの不安が解消され、保護者が自信を持って子育てを行っています。

現状と課題

- 本市では、「えびの市次世代育成支援行動計画」に基づき、通常保育や延長保育、一時保育などの保育サービスをはじめ、子どもにかかる医療費の一部助成など、子育て家庭の負担軽減を図るための施策を実施しています。
- 社会経済状況の変化により、共働き家庭が増加しており、保育サービスや育児不安への対応など、働きながらも子育てができる環境づくりが求められています。
- 同時に、子育てにかかる経済的な負担についても問題となっており、引き続き、子育て家庭への経済的な支援を図ることが必要となっています。
- 離婚等の増加により、ひとり親家庭の増加もみられ、自立支援を図るための取組の推進が求められています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
保育所数	箇所	7	7
ファミリーサポートセンター設置数	箇所	1	1
母子家庭自立支援助成件数	件	—	3

主要施策・主要事業

施策1： 子育てと仕事の両立支援の推進

○働きながら子育てができるよう、各種保育サービスの充実を図るとともに保育施設の環境整備を支援します。また、子育てしやすい雇用環境について企業への啓発に努め、仕事と家庭の両立を支援します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①通常保育事業
- ②一時保育事業
- ③延長保育事業
- ④ファミリーサポートセンター事業
- ⑤放課後児童クラブ事業
- ⑥保育施設整備等支援事業

施策2： 子育て家庭への自立支援の推進

○各種手当の支給や子ども医療費助成の実施などを通じて、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。

○母子家庭や父子家庭など、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費の助成や生活資金の貸付、就労支援などの自立支援に取り組めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①子ども医療費助成事業
- ②ひとり親家庭医療費助成事業
- ③母子世帯生活つなぎ資金貸付金事業
- ④母子家庭自立支援助成金事業
- ⑤母子寡婦父子福祉連絡協議会運営補助金事業

施策3： 育児・子育て不安等への対策の推進

○育児や子育てに対する不安の軽減を図るため、相談支援をはじめ、親子で参加する事業や子育て中の親同士の交流事業など関係各課と連携を図りながら取り組むとともに、子育てサークル等への支援を行い、親同士の仲間づくりや子育て家庭への支援を行います。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①子育て支援センター事業
- ②家庭相談員設置事業

基本施策3：高齢者が安心して暮らせる環境づくり

施策目標－目指す姿－

- 高齢者が生きがいを持ち、健康を維持しながら活動しています。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で居宅生活を継続できるよう、地域包括ケア体制が整えられています。
- 介護保険事業が健全に運営され需要に応じたサービスが提供されています。

現状と課題

- 平成22年国勢調査における本市の高齢者数は7,489人、高齢化率は34.7%となっています。本市では、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく自立した生活が続けられるよう、「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の生きがいづくりや介護予防、在宅福祉サービスの提供、介護保険事業の運営を行っています。
- 高齢化が進む中、高齢者の介護予防や生きがいづくり対策は重要なものとなっており、限られた予算の中で仕組みを見直しながら内容の充実を図ることが課題となります。
- 高齢者が住み慣れた地域で居宅生活を続けるには、医療、介護、予防、住まい、生活支援が連携した地域包括ケア体制の構築が求められます。
- 団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者が増加する中、介護保険事業の適正な運営と需要に応じたサービスの提供基盤の整備が必要となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
高齢者クラブ支援団体数	団体	56	60
生きがい大会及び各学級の参加者数	人	7,737	7,790
タクシー利用券利用枚数	枚	10,200	13,600

主要施策・主要事業

施策1： 介護予防・生きがいつくりの推進

- 生涯学習に関する講座や教室の開催、高齢者スポーツの促進、高齢者クラブ活動への支援、シルバー人材センターとの連携などを通じて生きがいつくりの促進を図ります。
- 高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、健康づくりや閉じこもりの防止、介護予防事業の推進を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①市長旗争奪各種スポーツ報償金事業
- ②高齢者クラブ活動費補助事業
- ③老人福祉センター運営事業
- ④高齢者生きがいと健康づくり事業
- ⑤地域支援事業(介護予防事業含む)

施策2： 地域包括ケア体制の構築

- 高齢者が安心して居宅で生活することができるよう、住宅の改造や養護老人ホーム等の住まいの提供、移動の支援などの在宅福祉サービスを提供していきます。
- 支援を必要とする高齢者を地域で支えることができるよう、保健・予防・福祉・医療・介護・住まいなどの関係機関・事業者等とのネットワークを強化し、総合的なケア体制の確立を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①高齢者住宅改造助成事業
- ②福祉タクシー料金助成事業
- ③敬老祝金報償金事業
- ④老人福祉センター運営事業(再掲)
- ⑤老人ホーム入所者措置事業
- ⑥地域支援事業(再掲)

施策3： 介護保険事業の適正な運営と充実

- 「介護保険法」に基づき、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、需要と供給のバランスを図りながら介護保険事業の適正な運営に努めます。
- 介護保険事業計画に基づき、需要に応じた介護保険サービスの供給を確保できるよう、提供基盤の整備・充実を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①介護給付事業

基本施策4：障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

施策目標－目指す姿－

- 障害のある人が様々な分野で社会参加を果たしています。
- 障害のある人の地域生活を支える福祉サービスが充実しています。

現状と課題

- 本市では、「えびの市障害者計画」に基づき、「一人ひとりが互いに尊重し合い、ほっとな思いやりのあるまちにしましょう」を基本理念として障害者施策を展開しています。しかし、高齢化とともに障害のある人の人数は増加傾向にあり、障害の程度も重度化が進んでいます。
- 障害のある人の地域生活を支えるため、本市では「障害者自立支援法」に基づき、介護給付や訓練等給付、地域生活支援事業などの障害福祉サービスを提供しています。今後もニーズに応じた障害福祉サービスを提供できるよう基盤整備を進めるとともに、平成25年に成立予定となっている「障害者総合福祉法（仮称）」に基づく、新たな障害福祉サービスの提供体制を構築することが課題となります。
- 障害のあるなしによって分け隔てられることのない共生社会を実現していくことが求められており、就労や積極的な社会参加が可能な環境づくりが課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	人	1	6
福祉施設から一般就労への移行者数	人	0	1
障害者住宅改造費補助事業	件	0	5

主要施策・主要事業

施策1： 社会参加及び自立支援

- 障害に関する知識や諸問題について啓発を行い、障害や障害のある人に対する市民の理解の促進を図ります。
- 障害者団体などによる自主的な活動への支援や地域住民との交流機会の充実を図り、障害のある人が社会に参加する機会の拡充に努めます。
- 重度障害者への日常生活用具の給付や医療費の助成を行うことにより、経済的な負担軽減を図ります。
- 障害のある人の就労に向けた訓練の場の提供や相談支援など関係機関と連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①身体障害者福祉会運営補助事業
- ②視覚障害者福祉会運営補助事業
- ③知的障害者児親の会運営補助事業
- ④重度身体障害者日常生活用具給付事業
- ⑤重度心身障害者児医療費給付事業
- ⑥障害者相談支援事業

施策2： 障害福祉サービスの充実

- 障害のある人の居宅生活を支援するサービスや日中活動の場、住まいの場などを提供する介護給付や訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援事業など、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービスの充実を図ります。
- 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定にかかる国の動向を注視し、新制度に基づく障害福祉サービスの円滑な提供体制の構築を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①障害福祉サービス事業

施策3： 地域生活への支援

- 障害のある人や保護者、介助者等からの相談をはじめ、虐待や権利擁護などに適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある人が居宅や地域において生活できるよう、住宅改修への支援を行なうとともに道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①障害者相談支援事業(再掲)
- ②成年後見制度利用支援事業
- ③障害者住宅改修補助事業
- ④障害者福祉タクシー料金給付事業

第3節 安心して暮らせるまちづくり

基本施策1：日常生活における安全の確保

施策目標－目指す姿－

- 市民が交通ルールを正しく理解し守るとともに、交通事故が起こりにくい環境づくりがなされ、事故の少ないまちとなっています。
- 市民一人ひとりが防犯意識をもち、犯罪の少ないまちとなっています。

現状と課題

- 本市の交通事故発生件数は平成21年度で421件となっています。また、交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、自動車が日常の移動手段として欠かせない本市において、交通事故対策は重要な課題となっています。
- 高齢化に伴い、高齢者や障害のある人などのいわゆる交通弱者への対策も重要となっており、運転手を含め、交通安全意識の高揚を図るとともに、ミラーの設置など、交通事故の発生しにくい環境整備を進めていくことが必要となっています。
- 防犯活動については、えびの地区防犯協会と連携し、街頭キャンペーンや地域安全運動を展開しています。犯罪のない安全なまちを目指し、今後も市民との協働による犯罪の抑止活動を推進していくことが必要となります。
- 近年、高齢者や若年層を狙った消費生活に関するトラブルが全国的に問題となっています。また、手口も巧妙化しつつあることから一層、消費者問題への対策を推進していくことが求められます。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
交通事故の発生件数	件	439(平成22年)	350(平成28年)
地域安全運動及び街頭キャンペーン実施回数	回	5	10
補助対象防犯灯設置件数	灯	970	1,000

主要施策・主要事業

施策1：交通安全対策の推進

- 交通安全に対する市民意識の高揚を図るため、広報紙や交通安全教育などによる啓発活動に取り組みます。
- 生活に身近な市道などにおいて交通の安全を確保する必要がある道路を中心に、ミラーの設置など安全な交通環境の整備に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①えびの地区交通安全協会運営補助金
- ②交通安全対策事業

施策2：防犯対策の推進

- えびの地区防犯協会や警察などの関係機関と連携し、地域ぐるみによる防犯活動を推進します。
- 市民の夜間における歩行等の安全を確保するため、各地域で管理している防犯灯の維持・管理を支援します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①地区防犯協会補助事業
- ②地域安全対策事業(再掲)

施策3：消費者問題への対策の推進

- 悪徳商法や詐欺被害、訪問販売、電話勧誘販売などによる被害の未然防止を図るため、広報紙による知識の普及啓発や情報の提供に努めます。
- 消費者問題に関する消費生活相談や無料法律相談などを実施し、適切な相談・救済支援を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①消費者保護対策
- ②無料法律相談事業

基本施策2：防災対策の見直し・強化

施策目標－目指す姿－

- 災害時に地域の住民が主体となった初動活動が行える、地域を中心とした防災体制が整っています。
- 情報伝達手段や避難路、避難所の整備、公共施設の耐震化、発災時における初動体制の整備など、発災時を見据えた事前対策が十分になされています。
- 発災時、迅速に消火や救助・救急が行える体制が整えられています。

現状と課題

- 近年、口蹄疫の発生や新燃岳の火山活動の再開、さらには東日本大震災により、災害に対する市民の関心が高まっており、地域ぐるみによる防災体制を充実させていくことが急務となっています。
- これらの災害から平時における事前の対策が重要となっており、資材の備蓄や情報伝達体制・避難路の整備、自主防災組織の育成、発災時の初動体制の整備など、災害予防対策の充実が必要となります。
- 本市では消防力の充実を図るため、消防団の育成を図るとともに、市内消防施設及び消防水利の整備を行っていますが、高齢化により消防団員の確保が厳しくなっているほか、山間地では消防水利等が不十分な地域もあり、消防力の維持・充実は継続的な課題となっています。
- 本市の救急業務については、広域消防で対応していますが、年々増加傾向にあり、体制のさらなる強化が必要となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
新屋外子局設置箇所数	基	121	132
戸別受信機設置台数	台	162	300
消火栓総数	基	315	331

主要施策・主要事業

施策1： 地域防災力の向上

- 平時より広報紙等を活用した啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の育成及び活動への支援を行い、災害時に地域住民が互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進めます。
- 一人暮らし高齢者や障害のある人など、災害時の避難に支援を必要とする災害時要援護者への対策を推進します。
- 関係機関と連携し、災害時における留学生及び外国人の支援体制を整備します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①自主防災組織育成・強化事業
- ②災害時外国人支援事業

施策2： 災害予防対策の推進

- 緊急災害情報や防災に関する情報を正確に市民に伝達できるよう、無線放送施設のデジタル化を推進するとともに難聴地域の解消に努めるなど市民への情報伝達体制の充実を図ります。
- 大雨や暴風、地震、火山噴火、家畜伝染病などによる災害発生時に的確で迅速な初期活動が行えるよう、資機材等の整備をはじめ、避難所や避難路・災害対策道路の整備、初動体制の整備・強化などの事前対策を推進します。また、応急対策終了後における被災者等への救援、被災地の復旧・復興などの事後対策についても円滑に実施できるよう努めます。
- 治山・治水対策の推進や建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりに取り組みます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①無線放送施設設置助成事業
- ②社会資本整備総合交付金事業(再掲)
- ③河川維持事業
- ④治山事業(県単集落防災事業、自然災害防止治山事業)

施策3： 消防・救急体制の整備

- 市民の生命・財産を守るため、消防車両の資機材や防火水槽、消火栓などの消防水利や既存の消防施設の整備を計画的に進め、消防力の充実を図ります。併せて消防団の育成や活動の充実を図ります。
- 西諸広域行政事務組合と連携し、救急救命士の養成と高度救命処置用資機材の充実を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①消防団運営事業
- ②消防施設事業
- ③消防施設整備支弁金事業

基本施策3：社会保障の確保

施策目標－目指す姿－

- すべての市民が健康で文化的な最低限度の生活が保障されています。
- 国民健康保険などの各保険制度が適切に運営されています。

現状と課題

- 長引く景気低迷や近年における社会経済状況の変化、さらには口蹄疫をはじめ、自然災害による本市経済への影響を背景に、生活保護世帯も増加傾向にあり、制度の適切な運用とともに、保護世帯の自立を促すことが課題となります。
- 高齢化や慢性疾患者の増加、医学・医療技術の進歩、医療機関へのかかり方の問題などの要因により、国民健康保険の医療費は年々増加する一方です。また、長引く景気低迷により、低所得者層も増加しており、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。
- 75歳以上の高齢者の医療費を国民全体で公平に支える制度として、平成20年4月から県単位での後期高齢者医療制度が開始されましたが、依然として医療費の増加傾向は続きその運営も厳しい状況にあります。
- 国民年金制度についても、厳しい経済状況を背景に、保険料の未納者や保険への未加入者が増加しており、国民健康保険と併せて、保険料未納者への対応と制度に対する理解の促進を図ることが課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
国民健康保険税収納率	%	90.47	93.00
自立支援相談員数	人	1	1

主要施策・主要事業

施策1： 国民健康保険制度の健全運営

- 疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため各種健診事業を推進するとともに、適切に医療を受診するよう意識啓発を図ります。
- 保険税未納者への対策を推進し、国民健康保険の健全な財政運営に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①人間ドック補助事業・特定健康診査等事業
- ②重複・頻回受診者への訪問指導事業
- ③保険税未納者対策事業

施策2： 後期高齢者医療制度の健全運営

- 疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため健康診査事業を取り組みます。
- 保険料未納者への対策を推進します。
- 宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の安定化を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①後期高齢者健康診査事業
- ②保険料未納者対策事業

施策3： 低所得者福祉の充実

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、生活困難な市民の自立に向けた助言・指導を行います。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①自立生活相談事業
- ②セーフティネット支援対策事業

第5章 自然と調和した住みよい“生活環境づくり”

第1節 調和のとれた美しい景観の保全

基本施策1：自然環境の保全

施策目標－目指す姿－

- 市民や事業者の環境保全意識が高まり、自然環境の保全活動が行われています。
- 山や河川など自然環境が保全されています。

現状と課題

- 本市は、南に霧島屋久国立公園の主峰韓国岳をはじめ、甕岳、白鳥山、飯盛山などが連なってえびの高原を包んでおり、また、北には九州山脈の南端にある矢岳、国見、鉄山などの連山があるなど、自然に恵まれた地域となっています。
- 本市では、この豊かな自然環境を保全し、後世に引き継ぐため、平成16年度に「えびの市環境基本条例」を制定するとともに、平成19年度に「えびの市環境基本計画」を策定し、保全活動を推進しています。
- 全国的に環境への意識が高まる中、地球温暖化防止対策を含めた地球規模での環境について、市民、企業、行政が協働により省エネルギー対策や自然エネルギーの利活用なども視野に入れた環境保全活動に取り組んでいくことが求められています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
河川水質検査箇所	箇所	7	7

主要施策・主要事業

施策1： 環境保全活動の推進

- 学校や家庭、地域社会、会社など、様々な場における環境教育・環境学習を推進し、市民意識の高揚と環境保全を实践できる人づくりを進めます。
- 環境保全に関する市民・事業者・市の役割を示した「えびの市環境基本計画」に基づき、えびの市環境審議会と連携し、施策や活動の点検と推進を図ります。
- 河川の水質検査を継続して実施していきます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①河川水質検査

施策2： 自然環境の保護

- 国や県と連携し、霧島屋久国立公園及び県立矢岳高原などの自然公園に生息する動植物の保護に取り組めます。
- 森林所有者や森林組合、林業事業者と連携し、森林環境の保全を図ります。
- 市民・企業・行政が協働し、森林の適正な保護活動を実施し、次世代に健全な森林を引き継ぎます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①森林整備事業(再掲) ②森林づくり活動支援事業 ③みどりの少年団育成事業

基本施策 2 : 景観形成の推進

施策目標－目指す姿－

- 建築物や市街地が周辺環境との調和に配慮され、つくられています。
- 街並みや景観などが美しいと感じるまちになっています。

現状と課題

- 本市は、古くから農業のまちとして発展してきた背景があり、今なお、豊かな田園・農村景観が継承されており、本市固有の財産となっています。
- 平成22年4月に景観行政団体に移行したことにより、良好な景観形成を図るため、景観法に基づき具体的な施策を推進していくことが求められています。
- 景観形成については、市民との協働が必要不可欠ですが、長期的な取組により効果が表れるため理解が得られにくく、推進体制の構築が課題となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
自然景観などが美しいと思う市民の割合	%	42.0	45.0

主要施策・主要事業

施策1： 良好な景観整備の普及・啓発

- 本市が有する景観資源の魅力を周知・啓発し、景観の保全と形成に向けた市民意識の高揚を図ります。
- 良好な景観整備を市民と協働により計画的・総合的に推進するため、景観形成に関する方針や基準などを定めた景観計画の策定を行います。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①景観計画作成

施策2： 市街地の景観形成

- 歴史や周辺環境と調和した魅力的な市街地を創出するため、京町地区の景観づくりや市道整備、看板などの整備を官民協働により推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①社会資本整備総合交付金事業(再掲)

基本施策 3 : 河川汚濁処理対策の推進

施策目標－目指す姿－

- 市内の各家庭・台所で河川の汚濁を防ぐ取り組みが行われています。
- 生活排水の対策が進み、河川への負荷が軽減されています。

現状と課題

- 市街地や集落が拡散する本市では、下水道等の集散的処理施設を整備するのは維持管理の面から、また財政状況からも難しい状況となっています。しかし、川内川の最上流部に位置していることから、生活排水等による河川の水質汚濁を防止することは、社会的な責務となっており対策の推進が求められます。
- 本市では、平成3年度から浄化槽設置整備事業を開始し、平成22年度の生活排水処理率は46.7%と着実に処理家庭の拡大を図っています。引き続き、合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を設置者に啓発していくことが課題となります。
- 事業系排水については、県や関係機関と連携し、水質汚濁防止法や県条例に基づいた対策の実施を徹底していくことが必要となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
生活排水処理率	%	46.7	62.0
合併浄化槽補助設置基数	基/年	101	130

施策1： 生活排水への対策の推進

- 各家庭から排出される台所、洗濯、風呂などの排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置を支援し普及促進を図るとともに、設置者による適切な維持管理が行われるよう、保守点検・清掃・法定検査の実施を促進します。
- 排水による河川の汚濁を抑制するため、家庭での台所対策を周知・啓発し、市民の自主的な生活排水対策の促進を図ります。
- 県や関係機関、民間企業と連携し、水質汚濁防止法や県条例に基づいた対策の実施を徹底していきます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①浄化槽設置整備事業

基本施策 4 : 資源循環型社会の推進

施策目標－目指す姿－

- ごみ問題に対する意識が高まり、分別やリサイクル、減量化の取組が進み、ごみが減少しています。
- 廃棄物の処理体制が整備され、廃棄物のリサイクルや焼却等の適正な処理が行われています。

現状と課題

- 本市では、えびの市美化センターやえびの市環境センターにおいて、ごみやし尿などの廃棄物の処理を行っています。しかし、施設の老朽化が進んでおり、機能の維持と安定的な運営を確保していくことが課題となっています。
- 本市では、循環型社会構築のため、4Rを推進し、ごみの分別排出の徹底と減量化やリサイクル、不法投棄の防止啓発を行っています。引き続き、ごみの減量化やリサイクルを推進するため、市民意識を高め、行動へとつなげていくことが課題となります。一方、廃棄物の不法投棄や野焼きについても依然減少しておらず、対策を講じる必要があります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
ごみ排出量「市民1人・1日あたり」	g	767	650
ごみのリサイクル率	%	15.6	18.0
ごみ不法投棄件数	件	134	100

主要施策・主要事業

施策1： ごみの減量化・リサイクルの推進

- 市民及び事業者への啓発を通じ、さらなるごみの減量化を促進します。
- ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルを推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①環境美化推進員報償事業
- ②ごみ収集運搬業務事業
- ③再商品化事業

施策2： 廃棄物処理施設の整備

- えびの市美化センターをはじめ、えびの市一般廃棄物最終処分場、えびの市環境センターなどの各処理施設の適正な維持管理と施設の延命化を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①し尿処理事業
- ②最終処分場運営事業
- ③美化センター運営事業

施策3： 不法投棄等への対策の推進

- 廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨てなどを防止するため、関係機関や市民、事業者と連携し、啓発及び巡視活動を推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①不法投棄防止啓発事業

第2節 住みよい生活環境の確保

基本施策1：安全でおいしい水の安定的な供給の確保

施策目標－目指す姿－

○安全で安心して利用できる水道水が安定的に供給されています。

現状と課題

- 本市の上水道は、昭和52年度から昭和55年度に巨額の事業費を投じ、拡張工事を行なったことにより、現在、市内のほぼ全域に給水を行っています。今後、老朽化水道施設の整備・更新・耐震化や高台にある低水圧地区及び水道未普及地区の解消対策を推進していくことが必要となっています。
- 本市の水源は現在、川内川上流標高648メートル地点から表流水を取水しているため、施設の維持管理だけでなく、災害など非常時の復旧対応を考慮すると、第2水源の確保が必要となっています。
- 市内6箇所にある簡易水道については、地域住民の高齢化等の影響により地元での管理・運営が困難になりつつあり、上水道への統合整備を進め、安定的な供給体制を確保していくことが課題となっています。また、人口の減少と連動し、水の需用や給水人口の減少が進む本市では、水道事業の健全な運営を図ることも、水の安定的供給体制を確保していく上で課題となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
水道普及率	%	78.8	89.5
水道法で定める水質基準適合検査結果	—	適合	適合
統合が必要な簡易水道組合数	組合数	6	4

施策1： 安全な水の供給

- 安全に飲用できる水を安定して供給するため、災害に強い第2水源の確保を図るとともに、老朽化した浄水場や送配水設備等の水道施設については、順次、耐震化を図りながら計画的な改修・更新を進めます。
- 簡易水道を上水道へ統合し、安心・安全な水道水の安定的供給体制を確保します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①第2水源築造事業
- ②老朽化水道施設整備事業
- ③簡易水道統合整備事業

施策2： 安定した給水の確保

- 給水区域内にある低水圧地区や水道未普及地区の解消に取り組みます。
- 持続可能な水道事業経営を行うために、事務事業の効率化と経費縮減等を図り、健全な水道事業の運営に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①低水圧地区及び水道未普及地区対策事業

基本施策 2 : 市民の憩いの場の整備

施策目標－目指す姿－

○安心できる憩いの場として、自然を利用した公園が市民に活用されています。

現状と課題

- 本市の都市計画区域内にある公園については、王子原運動公園、神社原運動公園、永山運動公園、八幡丘公園が整備され、加えて、川内川河川敷に水辺の楽校事業による新たな公園が整備されています。
- 自然豊かな本市には、県立矢岳高原や霧島屋久国立公園などの自然公園も整備されています。
- 余暇活動や健康志向の高まりにより、スポーツや運動、健康づくりの場として、安心して利用できる公園の維持管理が必要となっています。また、住民の身近な憩いの場、交流の場として、既存公園の遊具やトイレなどの設備整備を進める必要があります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
運動公園利用者数	人	64,612	75,000

施策1： 公園施設の維持整備

- 子どもをはじめ、市民の身近な憩いの場として安全に利用できるよう、児童遊園の維持管理、遊具等の整備に努めます。
- 王子原運動公園、神社原運動公園、永山運動公園、八幡丘公園の維持管理に努めるとともに、国や県と連携し、県立矢岳高原や霧島屋久国立公園の適切な管理を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①修繕・維持事業

基本施策3：住宅対策の推進

施策目標－目指す姿－

- 空き家情報が市内外に提供され、空き家の減少や定住につながっています。
- 住みなれた居宅に、安心して住み続けることができています。
- 市営住宅の建替えや住戸改善が図られ、定住促進や人口流出の防止につながっています。

現状と課題

- 本市では、えびの市に居住し、または居住しようとする人で住宅に困窮している人に対して、ホームページ等で空家状況等を周知し、定住促進住宅や市営住宅の賃貸を行っています
- 本市の住宅の約8割は持ち家であり、また、昭和55年以前に建築された住宅が半数以上を占めることから、地震への備えをはじめ、高齢化への対応としてリフォームやバリアフリー化の需要が高まるとみられます。そのため、市民が安心して住宅の整備・改造を行える環境整備が課題となります。
- 市営住宅においては、狭小住宅が多く老朽化も進んでいるため、子育て世帯や高齢者の受け入れが難しい状況となっています。さらに、小規模団地が散在していることから、建替えに合わせた再編等の整備が必要となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
定住促進住宅入居戸数	戸	36	43
市営住宅戸数	戸	507	505

主要施策・主要事業

施策1： 世帯ニーズに応じた住宅改造の促進

- 市民による耐震診断の実施を促進するため、木造住宅の耐震診断実施への補助を行います。
- 高齢者や障害のある人が不便なく在宅生活を継続できるよう、住まいのバリアフリー化を支援します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①木造住宅耐震診断補助事業
- ②木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業

施策2： 市営住宅の整備・再編

- 老朽化の著しい市営住宅団地については、適正な規模に統廃合を行い、計画的に建替えを図ります。
- 狭小で老朽化した市営住宅については、建替え・建設、住戸改善等を図り、若者世帯や高齢者、障害のある人が安全に住むことができる住居として再整備します。
- 危険防止のための外壁改修や設備の改修、経年劣化による補修等を計画的に進めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①公営住宅ストック総合改善事業

施策3： 定住対策の充実

- 空き家バンク登録件数の増加を図り、定住希望者のニーズに応じた住宅情報を提供できる体制を整備します。
- 都市部からの移住・定住希望者を開拓するため、関係機関と連携し、相談会の開催など都市部におけるPR事業の実施に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①空き家バンク運営事業
- ②空き家バンク活用事業
- ③移住・定住相談会事業
- ④定住促進住宅管理事業

基本施策 4 : 公共交通手段の確保

施策目標－目指す姿－

- 子どもや高齢者、障害のある人など、移動手段の確保が困難な人が利用しやすい公共交通が整っています。
- 通勤、通学、通院、買い物などの日常生活の利便性や観光客にも配慮した地域交通体系が構築されています。

現状と課題

- 公共交通については、自動車の普及や人口の減少により、バス・鉄道ともに利用者が減少し、運行が困難な状況となっています。
- 本市では、交通手段を持たない市民の移動手段を確保するため、市内路線バスの運行支援を行なうとともに、高速バス停付近に駐車場を整備し、高速バス利用者の利便性向上を図っています。
- しかし、今後も公共交通機関については人口減少等の進行により、事業者の経営状況は悪化することが予測される一方で、高齢化に伴い、交通手段を持たない市民が増加するため、公共交通機関の維持確保は重要な課題となっています。
- また、通院や買い物など超高齢社会に対応した地域公共交通体系の構築が求められています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22 年度)	目標値(H28 年度)
公共交通を利用しやすいと思う市民の割合	%	12.5	25

主要施策・主要事業

施策1： 新たな地域公共交通体系の構築

○地域公共交通総合計画に基づき、既存の交通ネットワークを活用しながら、通勤や通学、通院、買い物等の日常生活の利便性のほか、観光分野も考慮した交通体系の構築を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

①地域公共交通確保維持改善事業

施策2： 路線バスの維持確保

○交通手段を持たない市民の移動手段を確保するため、路線バスの存続を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

①生活交通路線運行費補助金事業

②高速バス停駐車場管理事業

施策3： 在来線の維持・活用

○JR吉都線については関係自治体と連携し、交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。

○JR肥薩線については、関係自治体と連携し、路線の存続と沿線地域の活性化を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

①吉都線100周年記念事業

②肥薩線を未来へつなぐ協議会事業

計画の実現に向けて

基本施策 1 : 計画的な行政運営

施策目標－目指す姿－

- 各種計画や施策の整合性を保ちながら、計画的な行政運営が行われています。
- 総合計画の進行管理が適正に図られています。

現状と課題

- 総合計画は、今後10年間のまちづくりの指針として、市政運営の基本となる重要な計画です。
- 本市では総合計画に基づき、各政策分野・施策分野ごとに具体的な施策・事業の方向性を定めた個別計画を策定し、まちづくりを進めています。また、毎年度、事務事業評価を行い、市の実施事業を検証し、予算編成や事業の見直しを図っています。
- まちづくりを進めるにあたっては、すべての行政計画が同じ目標を共有し、各個別計画が連携しながら進められていくことが重要です。そのためには、各個別計画と総合計画との整合を図るとともに、計画の進行管理を適正に行っていくことが必要となります。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
総合計画目標指標の達成度	%	—	100.0

施策1： 計画的な行政運営の推進

- 各種計画の整合や各課との調整を図るとともに、施策をより効果的・有効的なものにしていくため、事務事業評価を実施しながら外部有識者等の意見を取り入れ、市民に理解される公益性の高い計画的な行政運営を進めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①実施計画による点検・見直し ②事務事業評価

施策2： 総合計画の進行管理

- 事務事業評価と連動して成果重視の進行管理を行うとともに、総合計画に基づいた実施計画の点検・見直しを行いながら適正に予算に反映させ、計画の着実な推進を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①実施計画による点検・見直し(再掲) ②事務事業評価(再掲)

基本施策 2 : 行財政改革の推進

施策目標—目指す姿—

- 社会環境の変化に対応し、「真の住民自治」を目指す市役所となっています。
- 中長期的に持続可能な健全な財政運営が行われています。

現状と課題

- 本市では、限られた人員・財源で効率的かつ効果的なサービスの提供や新たな行政課題に対応していくため、昭和61年に「第1次えびの市行政改革大綱」を策定し、それ以降、4次にわたって改革を行っています。また、平成23年6月には「行政刷新！真の住民自治を目指して」を、目指す市役所像に、「第5次えびの市行政改革大綱」を策定し、不断の行政改革に取り組んでいます。
- 本市が今後も変化する社会情勢の中で、絶えず発展し続けるためには、地域の自主性と自立性を高めるための改革が必要となっています。特に、住民に身近な行政を担う地方公共団体では、これまでの依存と分配から、自立と創造の仕組みに転換していくことが求められており、市民や外部の力を取り入れながら、行政改革を進めていくことが課題となっています。
- 本市の財政状況については、これまで財政改革推進計画を着実に推進した成果により、実質公債費比率（※1）、地方債残高などの財政指標において改善が見られます。しかし、財政構造の弾力化をあらわす経常収支比率（※2）は高水準で推移し、依然として財政の硬直化が進んでいます。
- 自主財源が乏しい本市は、歳入の多くを地方交付税や国・県補助金に依存しており、また、国は財政再建を大きな課題としていることから、歳入において大きな増収は望めません。一方、歳出についても、少子高齢化の影響から、扶助費（※3）の増大が見込まれます。このことから、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されるため、自主自立を目指し、将来を見据えた安定的な財政運営を行うことが課題となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
経常収支比率	%	91.4	99.2
自主財源比率	%	25.2	29.9

主要施策・主要事業

施策1： 市民との信頼を深め、満足される住民サービスの提供

- 接客対応や窓口サービスの内容充実など、市民が利用しやすい窓口化を推進します。
- 市民が目的に応じて安心して利用しやすいスペースの確保を図ります。
- ITをツールとした情報提供や、そのツールに慣れ親しむためのITを利用した行政サービスを推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①窓口サービス向上の調査研究

施策2： 市民との情報共有と、協働による行政運営の推進

- 市民のニーズや意見等の情報収集に努めるとともに、市民との情報共有を推進します。
- 市民、NPO、事業者等が参画し、行政と協働のまちづくりを推進します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①諸事業における市民の意識調査
- ②市民団体やNPO等と連携した事業の調査研究

施策3： 市民と一体となった、健全で効率的な行政経営の推進

- 歳入全体に占める市税などの割合が低いため、自主財源の確保を図ります。
- 受益者負担の原則に基づき、受益者負担の適正化を図ります。
- サービスの向上を前提として、民間の専門的技術やノウハウを活用し、管理運営経費の低減を図るため民間委託等を推進します。
- 公益上の必要性や効果、また、官民の役割分担のあり方を検証しながら外郭団体等の自主・自立化を推進します。
- 予算計上や、予算執行にあたり常時、職員にコスト意識が働くよう改革を図ります。
- 市民の理解と支持を得られるよう、説明責任を果たしながら給与制度の適正化に努めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①市税等の徴収強化
- ②行政評価を活用した、さらなる事業の見直し

施策4： 市民ニーズに対応できる、柔軟で機動的な組織機構の構築

- 市民ニーズが多様化・高度化する中で時代に応じた組織機構や事務事業等の再編・整理、廃止・統合を推進します。
- 職員倫理意識の保持及び職員の能力や意欲の向上を図ります。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①継続的な組織機構の見直し
- ②人事管理の基礎となる評価制度の確立
- ③職員研修の充実
- ④職員の接遇改善

施策5： 将来を見据えた安定的な財政運営の確保

- 社会情勢の変化や地方分権の進展に留意しながら、中期財政見通しを作成し、計画的な財政運営に努めます。
- 市の財政状況について、市民によりわかりやすく公表します。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

- ①中期財政計画の継続的な作成
- ②多角的な財政状況の公表

※1 実質公債費比率：公債費（借金の返済）が占める負担割合を表す指標です。

※2 経常収支比率：財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど、自由に使えるお金が少ないことを示します。

※3 扶助費：社会保障制度の一環として支給される経費をいうもので、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあります。

基本施策3：広域行政の推進

施策目標－目指す姿－

○様々な政策分野で広域的な連携がなされ、事務の効率化と公共サービスの維持・向上が図られています。

現状と課題

- 本市では、小林市、えびの市、高原町で構成する西諸広域行政事務組合において、消防・救急に関する業務や葬祭センターの運営管理などを行っています。また、市・町境や県境を越えて共通する課題や目標に向かって協働することにより、地域の活性化を図っていくことを目的とした環霧島会議をはじめ、様々な政策分野で広域的な連携を図っています。
- 国では、近年の社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、中心市と周辺市町村が協定により生活に必要な機能を確保し、人口の流出を防止する定住自立圏構想の実現を推進していく方針を打ち出しており、西諸圏域においても、既存の体制を維持しつつ、新たな広域連携の在り方を検討することが必要となっています。

目標指標（数値目標）

指標名	単位	現状値(H22年度)	目標値(H28年度)
市町村連携事業数	事業	—	10

主要施策・主要事業

施策1： 西諸広域行政事務組合による事務の処理

○消防・救急に関する業務や葬祭センターの管理運営など、住民サービスの維持と事務の効率化を図るため、引き続き西諸広域行政事務組合による事務の共同処理を行います。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

①西諸広域行政事務組合に関する業務

施策2： 多様な連携の推進

○環境や観光、防災、教育、交通体系、産業経済、歴史文化などに係る施策・事業の充実を図るため、自治体間連携の強化・推進に取り組めます。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

①環霧島会議事業

②九州南部「川と森」の県際交流推進会議事業

③霧島ジオパーク推進連絡協議会事業

施策3： 定住自立圏構想の検討

○中長期的に都市機能と生活機能の維持を図るとともに、事務の効率化を促進するため、定住自立圏構想や新たな政策分野における市町村間連携事業の検討を行います。

【前期計画期間に重点的に取り組む事業】

①西諸圏域定住自立圏構想推進事業

②宮崎縣市町村間連携推進事業